

# 建設通信新聞

発行所 日刊建設通信新聞社  
〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-13-7  
電話(03)3259-8711  
FAX(03)3259-8730  
©日刊建設通信新聞社 2014

## 改正建築士法が成立

### 業の適正化、情報開示充実

日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会の建築3団体による共同提案を踏まえ、議員立法として今国会に提出された建築士法改正案は、事実上の国会最終日となる20日の参院本会議で可決、成立した。管理建築士の業務の明確化や

免許証提示の義務化などを規定。設計・監理の「業」の適正化と建築主に対する情報開示の充実などを図る。改正法は公布から1年以内に施行する。112面に団体長コメント

現行法制度では、建築士事務所の契約責任が不明確なため、建築紛争の増大・長期化する。改正法は、延べ300平方メートル以上の建築物について、新築設計などの書面契約を義務付ける。一括再委託(丸投げ)

も禁じる。努力義務として、国土交通相の定める報酬基準に準拠した金額での契約締結と、設計などに関する損害賠償保険の加入も求める。

管理建築士については、▽受託可能な業務の量と難易、必要となる期間の設定▽業務実施者の選定・配置▽他事務

所との提携と提携先に行わせる業務範囲案の作成▽所属技術者の監督と業務遂行の適正確保—という業務内容を明確化した。事務所開設者は、管理建築士の意見を尊重しなければならぬとの一文も盛り込んだ。

情報開示に関しては、建築主の求めに応じた建築士免許証の提示を義務化。免許証の記載事項に変更があった場合の書き換え規定も設ける。

また、所属建築士を変更した時には3カ月以内の届出を義務付ける。事務所の欠格要件・取消事由に、開設者などが暴力団員であることを追記。国交相・都道府県知事による立入検査権も新設する。

このほか、法律上に「建築設備士」の名称を新たに規定。延べ2000平方メートル以上の建築物の設備設計などに当たっては、建築士に建築設備士の意見を聞く努力義務を課す。

# 日刊建設産業新聞

発行所  
日刊建設産業新聞社  
本社 東京都板橋区板橋1-48-9  
〒173-8710 電話 03(3961)1691(代表)  
7772 03(3961)2251  
(http://www.kensan-news.com/)  
支社  
大阪、神奈川、九州、中国、東北、甲信越  
支局  
埼玉、中部、神戸、岡山  
© 日刊建設産業新聞社 2014

## 建築士法一部改正が成立

300㎡以上新築設計で書面契約義務化

建築士法の一部を改正する法律案が20日、参議院本会議で可決、成立した。これにより、延べ床面積が300平方メートルを超える新築建築物の設計業務で、書面による契約が義務付けられた。延べ床面積が300平方メートルを超える新築建築物の設計や工事監理では、業務の丸投げ

ち入り調査は出来たが、建築士への調査権はなかったため、建築士に対する国土交通大臣、都道府県知事の調査権を今回、新設することとなる。

これまで省令で規定した「建築設備士」の名称を今回、法律上で規定。建築士は延べ面積が2000平方メートルを超える建築物の建築設備の設計または工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聞く努力義務が求められる。

が禁止となった。

建築士へのなりすまし

トラブルなどが発生した

ため、今後は一級建築士、

二級建築士、木造建築士

は、委託者から請求があ

った場合、建築士免許証、

または建築士免許証明書

を提示しなければならな

い。

これまで事務所への立

# 改正 建築士法

設計業務の書面契約義務化や一括再委託(丸投げ)の禁止などを柱にした改正建築士法が、20日の参院本会議で可決・成立した。現行制度は「責任の所在が不明確で紛争が生じやすい」などとして改善を求めた建築設計界の要望を踏まえて自民党建築設計議員連盟(額賀福志郎会長)を中心に改正案を練り、議員立法として提出。野党の理解も得て全会一致での可決となった。設計の「業」をめぐる課題が改善に向けて動き出す。

「建築物の設計、工事監理等

## 「業」適正化へ3会団結

### 書面契約義務付け責任明確化

を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させること。1950(昭和25)年に制定された建築士法は、立法の目的をそつたつていて、これまでも時代の要請に応じて改正が行われてきたが、今回の改正の発端となったのは、日本建築士事務所協会連合会(日事連)、日本建築士会連合会(士会連合会)、日本建築家協会(JIA)の建築設計3団体が昨年11月にまとめた「建築物の設計・工事監理の業の適正化および建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」だ。

その内容に理解を示した自民党議連に勉強会(座長・山本有三衆院議員)が設けられ、関係団体へのヒアリングを重ねながら改正案のイメージが固められた。

#### 改正建築士法の骨子

- 書面による契約等による設計等の業務の適正化
  - ▷書面契約締結の義務化▷一括再委託の禁止▷報酬基準に準拠した契約締結の努力義務化▷損害賠償保険の契約締結の努力義務化
- 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化
  - ▷管理建築士の責務の明確化▷管理建築士の意見の尊重義務化
- 免許証の提示等による情報開示の充実
  - ▷免許証提示の義務化▷記載事項変更時の書き換え規定
- 建築設備に係る業務の適正化
  - ▷「建築設備士」の名称規定。建築設備士の意見を聴く努力義務化
- その他改正事項
  - ▷暴力団排除▷国交相・都道府県知事による調査権▷所属建築士変更時の届け出義務化

成り立ちも性格も異なる3団体が、政治や、同法を所管する国土交通省を巻き込んで法改正へと突き動かした今回の一連の動きを、国交省の井上俊之住宅局長は「3会の会長が手を握って提案を出したのは前代未聞。それ故にここまで来た」と評価する。

改正法の柱は、書面契約の義務付けや管理建築士の責務明確化による業務の適正化、免許証の提示などによる情報開示の充実、建築設備に関する業務の適正化などだ。特に延べ床面積300平方メートル以上の建築物の設計業務に書面契約を義務付け、丸投げ禁止も規定した背景には、「契約責任の不明確に起因する建築紛争の訴訟は依然多く、その処理は長期化している」(最高裁の調査報告書)ことがある。

改正法は公布から1年以内に施行される。国交省は関連政令の改正作業に入る。書面契約を徹底するためには「業界が自ら契約書のひな型を作成し、PRすることが必要だ」と(住宅局担当)としている。

11面に各団体の談話

この問題については3会は共同提案で「消費者保護の観点から適切な対応を行うためにも、契約のあり方を含めた制度の改善が望まれる」と直訴。当事者間の合意内容を証明する書面による契約を制度化すると同時に、これまで共同住宅だけで禁止されていた丸投げ行為も「業務品質を下げることになる」として対象範囲を拡大するよう求めた。議連の勉強会がヒアリングした住宅メーカーやゼネコンの団体からは、従来のビジネスモデルに影響を及ぼし、業務に支障を来しかねない不安視する声もあつたが、規模要件などを設けることで決着がついた。

2014年(平成26年)6月23日(月曜日) (2)

設計業務の書面契約義務化や一括再委託(丸投げ)の禁止などを柱にした改正建築士法が、20日の参院本会議で可決・成立したのを受けて、建築関係の各団体がコメントを発表した。

日本建築士事務所協会連合会(日事連)、日本建築士会(日建)、日本建築協会(日建協)、日本建築学会(日建学)が、改正を新たな出発点として、国民が真の豊かを取り組んでいきたい」と述べた。

建築主などへの情報開示の充実が図られ、建築紛争の減少にもつながる」と期待感を表明。さらに「『書面による契約締結の義務化』も日建連の設計施工契約約款の普及促進という基本方針と整合し、設計施工のビジネスモデルの一步前進となるものとして賛成し、前向きにとらえている」とした。新制度への対応では、建築設計3団体と歩調を合わせる考えも示した。

## 改正建築士法 建築関係団体 コメント 歩調合わせて対応 社会に大きな意義

――1面参照

日本建築士会連合会(士会連合会)の三井所

清典会長は「今回の法改正は建築士や建築士事務所、そして社会にとって大きな意義がある。改正を機に3会(士会連合会、

日本建設業連合会(日建連)も山内隆司建築本部長名でコメントを発表した。新制度への対応では、建築設計3団体と歩調を合わせる考えも示した。

で協力して世の中の問題を解決に取り組んでいきたい」とコメントした。

日事連の三栖邦博会長は「3会の提案が法律とし、設計・工事監理の業務のさらなる適正化、

「JIAの芦原太郎会長は「3会の提案が法律とし、設計・工事監理の業務のさらなる適正化、

「JIAの芦原太郎会長は「3会の提案が法律とし、設計・工事監理の業務のさらなる適正化、

「JIAの芦原太郎会長は「3会の提案が法律とし、設計・工事監理の業務のさらなる適正化、

「JIAの芦原太郎会長は「3会の提案が法律とし、設計・工事監理の業務のさらなる適正化、

# 日刊建設工業新聞

## 連携が 法改正の道開く

○…「建築3会が一緒に話をするのがいかに重要かが分かった」と語るのは、日本建築士会連合会(土会連合会)の三井所清典会長。建築士法改正に向けて日本建築士事務所協会連合会(日事連)、日本建築家協会(JIA)と連携してきたことをぞつ振り返る。

○…一定規模以上の建築物の設計に書面契約を義務付けることなどが柱となる改正建築士法が、20日の参院本会議で可決、成立した。法改正への取り組みを通じて「私たちの常識が常識でないこと、また私たちが役所の常識を理解していないことなどいろいろ勉強させていだいた」と



話す。

○…先日開いた通常総会・理事会では会長に再選され、2期目がスタート。新たに5人の副会長も執行部に加わった。

これからも関連団体と連携し、建築をめぐるさまざまな課題に取り組んでいく方針だ。

風聞